

## 東京都における認知症ケアに携わる医療従事者等の人材育成のあり方について

～ 東京都認知症対策推進会議 認知症医療支援体制検討部会報告書（案）～

## 1 認知症の人と家族を取り巻く現状

- 都内の認知症高齢者は、令和元年11月時点の約46万人から、令和7年には約55万人に達すると推計
- 東京都認知症疾患医療センターの整備
  - 地域拠点型認知症疾患医療センター（以下「地域拠点型センター」）
  - 地域連携型認知症疾患医療センター（以下「地域連携型センター」）
- 全ての区市町村が認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を配置

## 2 これまでの東京都の取組と認知症に係る人材育成の課題

医療機関等において、認知症の人が適切な治療やケアを受けられるよう、認知症に精通した医療従事者の育成が重要であり、都はこれまで認知症対応力向上・人材育成の取組を実施

## 1 認知症疾患医療センターにおける人材育成

## ◆役割

認知症に係る人材育成機関として、地域における認知症医療の充実と、地域における認知症対応力の向上を図る

※地域における認知症医療に係る人材育成において中心的な役割を担い、地域における認知症医療の充実と認知症対応力の向上を図ることを目的

## ◆地域拠点型センターが実施する研修

- 東京都かかりつけ医認知症研修
- 東京都看護師認知症対応力向上研修 I
- 東京都認知症多職種協働研修

## 2 認知症支援推進センターの取組

## 都における医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点

## ◆役割

認知症ケアに携わる医療専門職や、区市町村において指導的な役割を担う人材を育成し、都内全体の認知症対応力の向上を図り、認知症高齢者等を地域で支える支援体制の構築

## ◆事業内容

## ○医療従事者の認知症対応力向上に向けた支援

- 認知症サポート医フォローアップ研修
- 認知症疾患医療センター職員研修
- 認知症医療従事者向け支援検討会

## ○区市町村における認知症支援体制の構築に向けた支援

- 認知症地域対応力向上研修
- 認知症多職種協働講師養成研修
- 島しょ地域等認知症医療サポート事業
- 島しょ地域の認知症対応力向上研修

### 3 都における認知症に係る人材育成の取組体制

- ◇都における認知症に係る医療専門職等の人材育成は「認知症疾患医療センター」と「認知症支援推進センター」が中心を担う
- ◇認知症支援推進センターが、認知症疾患医療センターが実施する地域における人材育成の取組をバックアップするとともに、認知症疾患医療センターでは対応が難しい区市町村支援、専門職育成に対応し、認知症支援推進センターが都全体の人材育成の底上げを行う、2層体制

#### (地域拠点型センターの人材育成の特徴)

- 標準的なカリキュラムに基づいた認知症診断・治療の原則、認知症ケアの基本等の研修など、基礎的な内容の人材育成を行い、地域における認知症医療の充実と認知症対応力の向上を図る。

#### (認知症支援推進センターの特徴)

- 病院機能のみならず、研究所の機能を持ち国内外の認知症に係る最新の知見や、国内の認知症疾患医療センターの調査研究を行う東京都健康長寿医療センターの特性を踏まえた都全域における医療従事者等の認知症対応力向上を支援
  - ・独自の研修カリキュラム等により、専門職に対し実践的な研修の実施
  - ・区市町村の指導的役割を担う専門職等の人材の育成
  - ・島しょ地域等の認知症医療及び認知症対応力向上の支援
- 地域拠点型センターが実施する研修の支援により、認知症疾患医療センターの人材育成の効果的・効率的な運営が可能
- 圏域や地域性に左右されない人材育成の包括的・横断的な支援により、研修の質や一貫性を確保しながら、地域性を踏まえた研修実施が可能
- 認知症疾患医療センター職員の認知症対応力向上
  - ・他県と比較した東京都認知症疾患医療センターの特徴として、人材育成の役割を重視
  - ・地域の認知症に関する医療提供体制の中核である認知症疾患医療センターの職員の認知症対応力向上も重要
  - ・人材育成の取組支援とともに、認知症疾患医療センター職員のスキルアップ・連携の促進を図ることにより、認知症疾患医療センター職員の認知症対応力向上も担う。

### 4 その他の実施機関による人材育成の取組

- 認知症初期集中支援チーム員研修（国立長寿医療研究センター）
- 認知症地域支援推進員研修（認知症介護研究・研修東京センター）
- 東京都歯科医師認知症対応力向上研修（東京都歯科医師会）
- 東京都薬剤師認知症対応力向上研修（東京都薬剤師会）
- 東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱ・Ⅲ（東京都等）

## 5 人材育成の取組の現状と課題

◇上記3の”東京都の人材育成の取組体制”のもと、認知症疾患医療センターによる地域における人材育成も含め、2層体制で都における認知症に携わる人材の育成は進んできたが、現状でも依然として、下記の課題が散見される。

### (1) 医療支援体制等の整備の進展に見合った研修の実施

- ・認知症に係る様々な医療支援体制の整備進展  
(認知症疾患医療センターの設置、認知症初期集中支援チーム等の設置)
- ・専門職に対する継続的な育成体制の制度的な不足部分は認知症支援推進センターが担っている(認知症サポート医フォローアップ研修等)。
- ・認知症サポート医の数は着実に増えているが、その活動状況は様々で、区市町村において十分に活用されているとは言い難い状況
- ・整備進展に伴い、認知症の人に携わるべき人材(職種)の多様化
- ・新たな人的資源のレベルアップ等を図り、医療提供体制の確保・向上に向けた研修の内容や、研修実施の見直し体制の検討が必要

### (2) 地域による取組内容・取組方法の違い

- ・認知症疾患医療センターが行っている地域の人材育成の取組は、各病院の体制等の違いや圏域により求められる機能や連携の在り方が異なるため、地域ごとに取組内容等に違いが生じてきており、認知症疾患医療センターの取組状況の違いを踏まえた支援方法の検討が必要
- ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の活動規模、認知症サポート医の活動方法等も、区市町村により取組状況に地域差があり、地域差に対応した人材育成の支援方法等の検討が必要
- ・島しょ地域や檜原村は認知症疾患医療センターの設置が困難であり、未設置地域の人材育成の取組への支援の検討が必要

### (3) 医療従事者の質の向上の必要性

- ・医療従事者等の人材不足の中にあっても、限られた人員を有効に活用し、急増する認知症の人に必要なケアを提供できるよう、医療従事者が、多様かつ刻々と変化するニーズに見合った能力を身につける必要があり、それに向けた人材育成の体制整備が必須
- ・認知症医療と身体医療がバランスよく提供されることが望ましく、特に認知症サポート医等のフォローアップ体制の検討と継続的取組が必要

### 3 東京都における認知症ケアに携わる医療従事者等の人材育成等のあり方

#### 1 都における医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点としての認知症支援推進センターの効果

- ◇都では、医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として認知症支援推進センターを設置し、2層体制により、地域における人材育成の取組(認知症疾患医療センター)と、専門職の育成や区市町村支援、さらに認知症疾患医療センターの取組のバックアップ(認知症支援推進センター)を行ってきた。
- ◇こうした都の取組について、認知症支援推進センター設置による効果を考えながら、進捗状況の検証を行う。

##### (地域における人材育成の取組)

- 2層体制により、基礎的な内容の人材育成を認知症疾患医療センターが担い、認知症支援推進センターが効果的・効率的な運営を支援する取組により、かかりつけ医認知症研修・看護師認知症対応力向上研修など、地域の医療人材に対する人材育成は着実に進展
- それぞれの地域において、認知症に係る人材育成の役割を地域の医療機関である認知症疾患医療センターが担うことは、日常の連携や情報共有を通じて地域の実情を踏まえた形で実施することができるため、地域連携を進めるにあたっては効果的な方法
- 一方で区市町村支援や専門性の高い研修の企画・運営に際しては、認知症疾患医療センターは日常診療を本務とする医療機関であることから、体制的、技術的、人力的に制度上の限界

##### (認知症支援推進センターによる人材育成の取組)

- 病院機能のみならず、研究所の機能を持ち、認知症に関する最新の知見や研究成果を活用するなど、東京都健康長寿医療センターの特性を踏まえた東京都全域における医療従事者等の認知症対応力向上を支援
  - ・圏域や地域性に左右されない、人材育成の包括的・横断的な支援により、研修の質や一貫性を確保しながら、地域性を踏まえた研修実施が可能
- 都民が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域における取組がより一層重要。認知症支援推進センターではこれまで地域拠点型センターによる地域の人材育成の支援を行っているが、上記のような認知症疾患医療センターの制度上の限界から、既に見たように地域ごとに取組内容等の違い、区市町村により取組状況に違いが出てきている。
- 区市町村の取組に対する支援を進めているが、30年度に体制の見直しを行っているため、成果が十分に発揮されていると言い難い。

- ◇東京都における認知症に係る人材育成は着実に進展しているが、上記の理由により、第2章5のような課題が生じている。

## 2 認知症に係る人材育成の支援拠点の必要性

- ◇大都市東京において、認知症の人に係る医療従事者の人材育成を効果的・効率的に実施するためには、
  - 「各地域の状況に応じた認知症対応力向上」と、
  - 「都全域の認知症対応力の均てん化及び向上」の双方の側面からのアプローチが必要
- ◇急増する認知症の人への対応、地域による取組内容・方法の違いといった課題がある中、都が両側面からのアプローチを円滑に行うためには、中心となる支援拠点が不可欠
- ◇地域における認知症対応力の向上が求められる中、さらに認知症疾患医療センターの人材育成の取組を進めていくため、認知症疾患医療センターに向けた支援を行い、人材育成の力を高めていく必要
- ◇都民が住み慣れた地域で一定レベル以上の支援を受けられるよう、都全域の認知症対応力の均てん化と向上を図っていく必要
- ◇都内全体の認知症対応力の底上げを図っていくには、より質の高い人材育成を実施する必要があり、支援拠点として、研究所機能を有し、認知症に係る最新の知見を有するとともに、認知症施策に関する調査研究を多数行っている東京都健康長寿医療センターに設置された認知症支援推進センターだからこそ対応可能

## 3 医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として今後新たに強化すべき認知症支援推進センターの機能及び運営体制

### (1) 認知症支援推進センターの機能の充実

#### ア 医療従事者の認知症対応力向上への支援

##### <認知症疾患医療センター職員育成に係る支援の強化>

- 認知症疾患医療センターの活動の充実が重要
- 多くの職種が認知症の人に関わる必要性が増加
- 地域による社会資源の違いや取組内容の違いが地域連携のあり方の違いにもつながっていくことが、都民に対する支援の差とならないよう、都全域の認知症対応力の均てん化と向上を図る必要
- 認知症疾患医療センター職員研修の内容を拡充し、認知症疾患医療センターの質を向上（研修カリキュラムの検討や非常勤の医師や放射線技師等研修に参加できていない対象へのアプローチ等）

##### <認知症サポート医フォローアップ研修の実施方法見直し>

- 地域連携の推進役となり、日常的な身体管理とともに認知症の管理も対応できる認知症サポート医の役割が重要
- 認知症サポート医フォローアップ研修のカリキュラム等の見直しについて、下記の方向性を踏まえてさらに検討が必要
  - ・認知症サポート医の役割
  - ・測定可能な指標の検討、受講者の習熟度に応じた研修内容 等

## イ 区市町村の取組への支援

### <区市町村事業の支援>

- 区市町村により人材育成の体制に違いがあり、認知症に係る専門職等の配置数が少ないところでは育成が困難であることから、認知症地域支援推進員、認知症支援コーディネーターや、認知症初期集中支援チーム等を対象とした認知症対応力向上に係る支援は都が引き続き取り組んでいく必要
- 認知症地域支援推進員、認知症支援コーディネーター等が現場に活かせる技術を習得できるよう、研修内容をさらに充実
- 認知症初期集中支援チームへの支援をさらに強化していくため、区市町村事業の先駆的な取組等の情報収集を行い、フィードバックする取組も新たに実施
- 認知症の行動・心理症状(BPSD)への理解と対応力向上のための情報提供等の取組を新たに実施

### <島しょ地域等への認知症に係る支援>

- 医療資源の少ない島しょ地域や檜原村への支援は引き続き認知症支援推進センターが担い、今後の認知症疾患医療センター未設置地域への支援についても地域拠点型センターの協力の下、認知症支援推進センターが実施
- 東京都高齢者保健福祉計画の認知症疾患医療センターの数値目標については、認知症疾患医療センター未設置地域の支援を認知症支援推進センターが担うことにより「全区市町村で認知症の人の地域生活を支える医療・介護の連携体制を構築」につながるため見直し

## ウ 地域拠点型センターが実施する人材育成への支援

- 地域拠点型センターが実施する二次保健医療圏域単位の研修は、受講者減少や、多様な講義内容に対するニーズ等への対応が課題
- これら研修については、認知症支援推進センターが、都全域の認知症対応力の均てん化を図る観点から引き続き各地域拠点型センターの研修の実施状況を把握し、認知症疾患医療センター間の情報共有を図るとともに、参加者の多様なニーズに対応するため、東京都健康長寿医療センターが有する最新の知見や国内の認知症疾患医療センターの調査研究等の成果を活用し、標準カリキュラムの更新や、参加者の習熟度に応じた研修内容、実施方法等の検討が必要

## エ 新たなニーズに対応するための人材育成

- 認知症の人と家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続し、最期を迎えることができるよう認知症の初期段階から終末期の看取りも視野に入れた支援の充実が必要

## (2) 認知症支援推進センターの新たな運営体制

- 医療従事者個々の能力をより高め、都内全体の認知症対応力の底上げを図るには、これまで都の認知症対応力向上の中心的役割を担ってきた認知症支援推進センターの機能を拡充し、新しい取組に対応できる体制の整備が必要
- 機能強化にあたっては、事業の継続性を考慮し、認知症支援推進センターの運営・人員体制も見直す必要